五十八　電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第五十号）

第１条中「第12条第１項」を「(昭和37年法律第134号）第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第25条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第27条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改め、同条第４項中「運用要領」を「運営要領」に、「公正取引委員会」を「、消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十九　記録メディア製品の表示に関する公正競争規約（平成五年公正取引委員会告示第三号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第１号中「誤認させる」を「誤認される」に改める。

第３条第１項中「において規定する」を「に定める」に、同条第３項中「施行規則」を「、施行規則」に改める。

第４条中「明瞭」を「明りょう」に改める。

第５条中「、施行規則」を「施行規則」に、「明瞭」を「、明りょう」に、同条第８号中「施行規則で」を「施行規則に」に改める。

第７条第１項第２号中「施行規則で」を「施行規則に」に改め、同項第４号中「併記」を「付記」に改める。

第８条第１号中「実際のものより」を「実際のものよりも」に改め、同条第２号中「、又は」を「又は」に、「一般消費者から」を「一般消費者に」に改め、同条第４号及び第７号中「実際のものより」を「実際のものよりも」に改め、同条第９号中「、又は」を「又は」に、「実際のものより」を「実際のものよりも」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第13条第２項中「文書によって」を「文書をもって」に改め、同条第３項中「それに基づいて」を「、それに基づいて」に改める。

第14条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

六十　食肉の表示に関する公正競争規約（平成七年公正取引委員会告示第二十一号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、食肉販売業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第12条第５項第２号中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

第15条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第４項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第17条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

六十一　医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十年公正取引委員会告示第十九号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

六十一　不動産の表示に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第二号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「不動産の取引に関する表示に係る事項を定めることにより、一般消費者の不動産の適正な選択に資するとともに、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不動産の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第25条第１項及び第３項第９号中「九州不動産公正取引協議会」を「一般社団法人九州不動産公正取引協議会」に改め、同条第６項第４号中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

第27条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第８項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（措置に対する異議の申立て）

第27条の２　前条第１項に基づく警告又は違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第６項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。

２　前項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、当該事業者は異議の申立てをすることができない。

３　公正取引協議会は、第１項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これに基づき審理を行うものとする。

４　公正取引協議会は、前項の審理を行った結果を当該事業者に速やかに通知するものとする。

（措置内容等の公表）

第27条の３　公正取引協議会は、第27条第１項及び第３項の規定に基づく措置を採った場合において、当該違反行為の及ぼす影響の程度等を勘案の上、特に必要があると認められるときは、違反事業者名、違反行為の概要及び措置の内容を公表することができる。

第28条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

第29条第１項及び第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

六十二　不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第三号）

第１条中「不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第４条第１項中「九州不動産公正取引協議会」を「一般社団法人九州不動産公正取引協議会」に改め、同条第２項第３号中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

第６条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第６項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（措置に対する異議の申立て）

第６条の２　前条第１項に基づく警告又は違約金、前条第３項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第５項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。